

「かながわ高齢者保健福祉計画」 (平成27年度～平成29年度)

「高齢者が **安心** して、**元気** に、**いきいき** と暮らせる社会づくり」の実現

神奈川県では、平成24年3月に「かながわ高齢者保健福祉計画」を策定し、市町村との連携のもとで、その推進に努めてきました。

現行の計画は平成26年度で計画期間が満了するため、これまでの施策の実施状況や新たな課題などを踏まえた改定を行い、新たな計画として、「かながわ高齢者保健福祉計画」を策定しました。



計画は、ホームページでご覧いただけるほか、県政情報センター、各地域県政情報コーナー及び県保健福祉事務所・センター等で閲覧できます。

県ホームページ

かながわ高齢者保健福祉計画

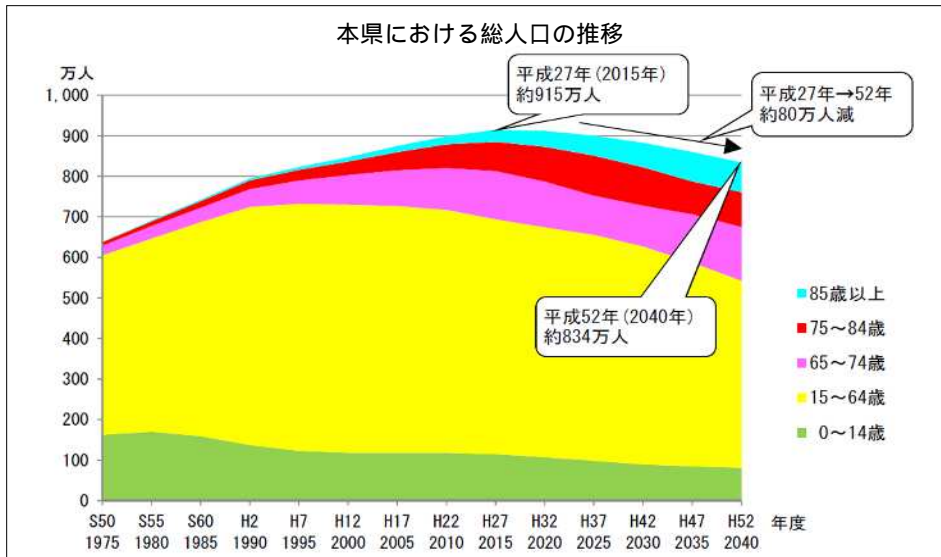
検索



神奈川県における高齢者を取り巻く状況

1 総人口の推移（人口減少時代へ）

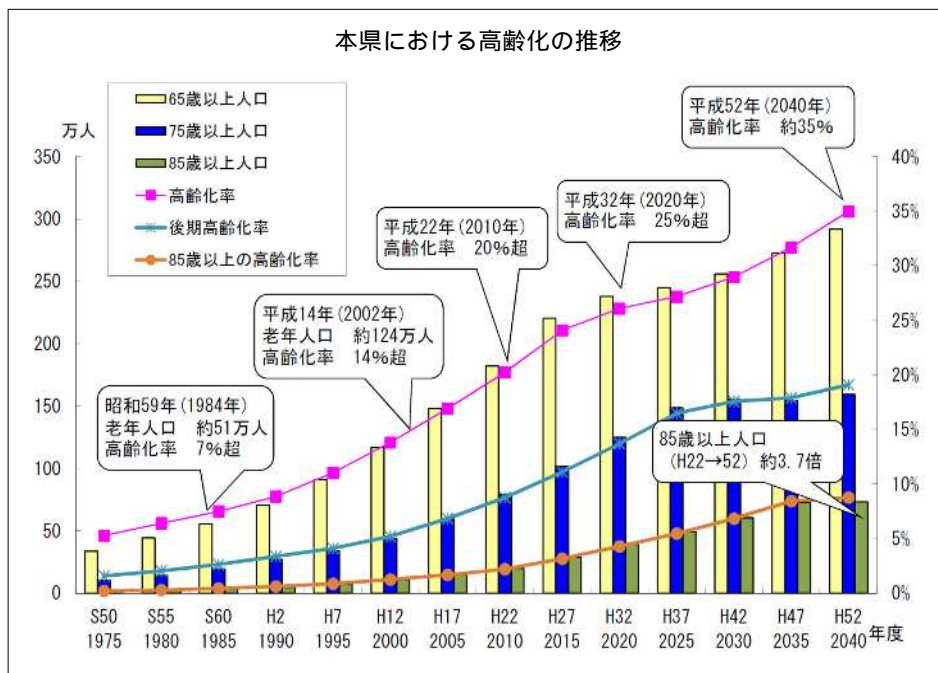
本県における総人口は、平成27年度に約915万人となり、その5年後までには、人口のピークから人口減少時代へ入っていくことが予測されています。



- 注1 平成22年度までは、国勢調査による。
- 注2 平成27年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計。

2 高齢者の急速な増加

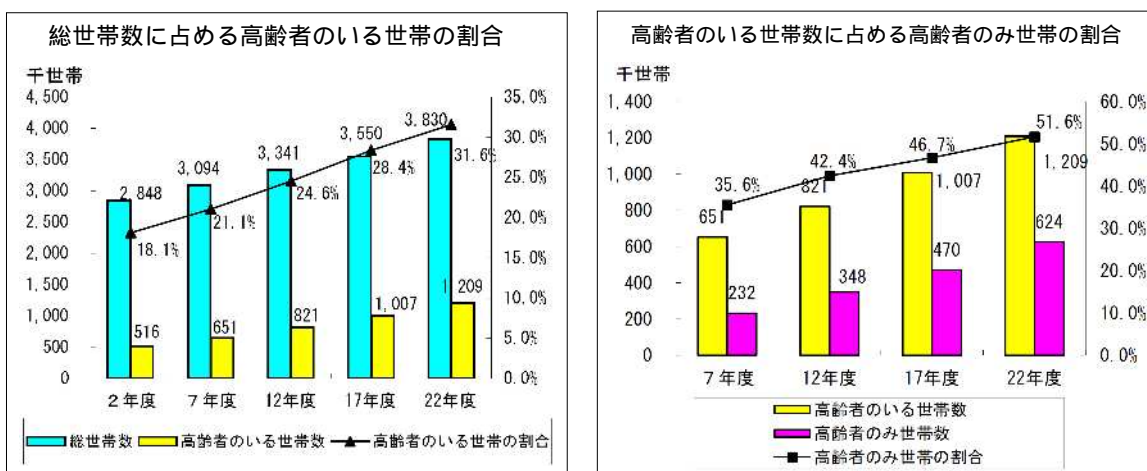
今後、高齢者人口が急増することにより、本県においても、これまでに経験したことのない超高齢社会が到来することとなります。



- 注1 平成22年度までは、国勢調査による。
- 注2 平成27年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計。

3 高齢者のいる世帯数の増加

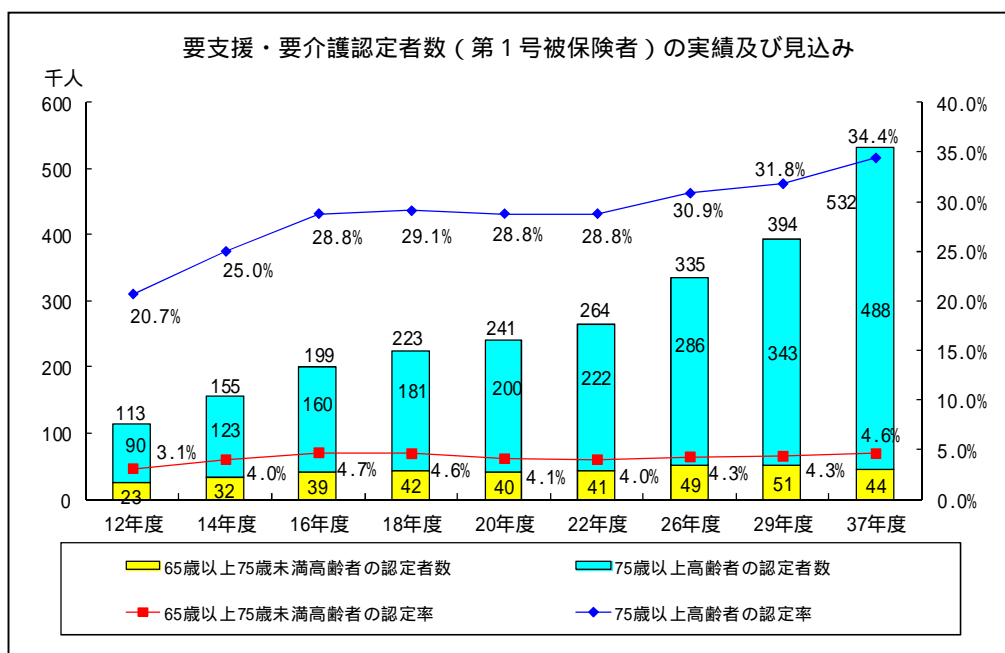
総世帯に占める高齢者のいる世帯の割合は増加しており、平成22年度には31.6%に上っており、このうち、約半数が高齢者のみ世帯となっています。



注 国勢調査による。

4 要支援・要介護認定者の増加

要支援・要介護認定者数は、これまでも高齢者人口の増加に伴い増加傾向にありましたが、今後、とりわけ75歳以上の高齢者の大幅な増加に伴い、さらに増加し、平成37年度には、平成26年度比で約1.6倍に達することが予測されます。



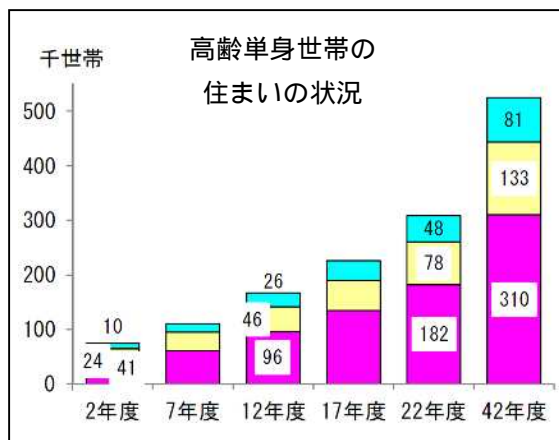
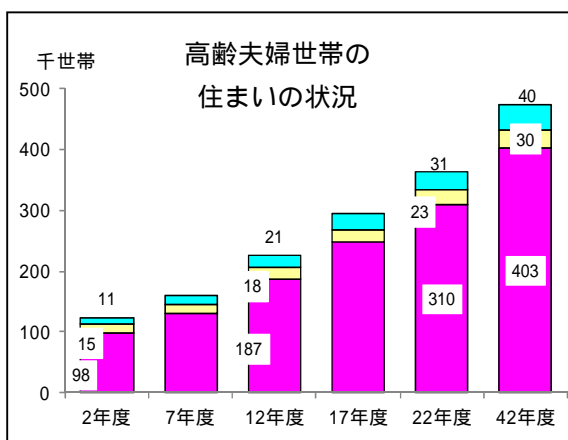
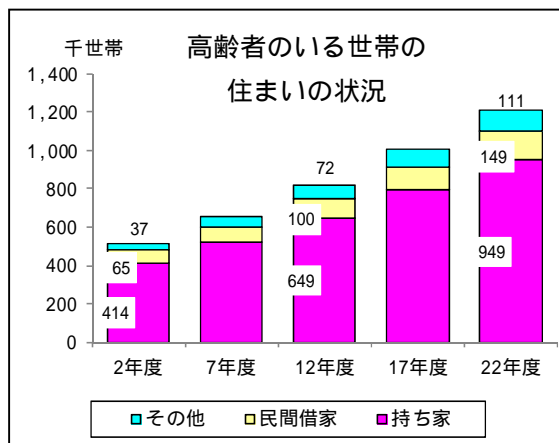
注1 平成25年度までは、介護保険事業状況報告による。

注2 平成29年度及び平成37年度は、市町村による推計の合計。

5 高齢者の住環境

平成22年度時点では、高齢者のいる世帯や高齢夫婦世帯は、約8割が持ち家に住んでいますが、高齢単身世帯では、約4割が持ち家以外に住んでいる状況にあり、民間借家等への入居割合が高くなっています。

また、今後、高齢単身世帯数が高齢夫婦世帯数を上回る、構成比の逆転現象が予測されているため、例えば、地域に点在する、持ち家に居住する高齢単身世帯の孤立化の増加が懸念されます。



注1 平成22年度までは、国勢調査による。

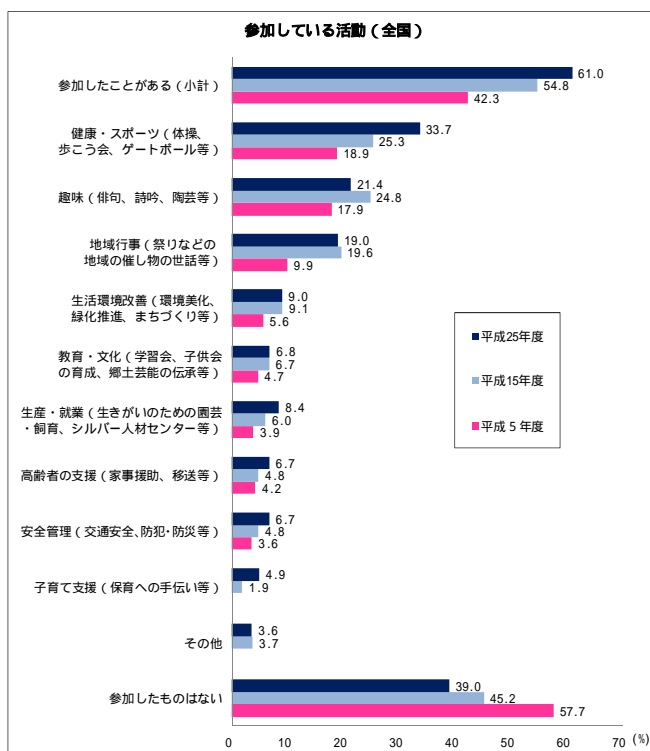
2 平成42年度は、国立社会保障・人口問題研究所の世帯数の推計による、高齢夫婦世帯数及び高齢単身世帯数における平成22年度から42年度の伸びを適用して高齢社会課推計。
(高齢夫婦世帯数1.3倍、高齢単身世帯数1.7倍)

6 高齢者の社会参画活動状況

内閣府が行った「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(平成25年度)によれば、「この1年間に、個人または友人と、あるいはグループや団体で自主的に行われている活動を行った、または参加したことがある」割合は、平成5年度は42.3%でしたが、平成25年度では61.0%と6割を超えており、増加傾向にあります。

注1 調査対象者は、全国60歳以上の男女。

2 「子育て支援(保育への手伝い等)」及び「その他」については、平成5年度の調査時には選択肢がなかった等により、データが存在しないものである。



計画で重視する視点

今後高齢者が急速に増加する中で、中・長期的には、高齢者を標準とするしくみづくりの推進が求められることから、次の3つの課題への対応を重視することとします。

今後の超高齢社会における諸問題を検討するに当たっては、人口減少社会を前提とする必要があります。

支援を必要としない元気な高齢者が、今後も健康で生きがいをもって暮らし、地域社会で活躍できるしくみをつくる必要があります。

身体機能の虚弱化や認知機能の低下が見られる人や、高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の人が、住み慣れたところで安心して暮らせる生活環境をつくる必要があります。

計画で取り組む事項

「高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくり」の実現を目指すことを将来にわたる普遍的な基本目標とし、平成27年度から平成29年度における計画において、次に掲げる事項に取り組むこととします。

1 2025年に向けた地域包括ケアシステムの構築

高齢者が急速に増加することに伴い、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれます。また、介護の必要はなくても一人暮らしや健康に不安を抱えるなど何らかの支援を必要とする高齢者も増加する見込みです。

このため、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進める必要があります。

2 認知症の人や家族等に対する総合的な認知症対策の推進

認知症の人や家族等を支えるために、家族や周囲の人々が認知症に対する正しい知識を持ち、早期にその症状に気づき、診断や治療に結びつけることが重要であり、医療と介護の連携を含め、地域において認知

症支援のネットワークを構築するなど、総合的な認知症対策の取組みを進める必要があります。

3 安心して暮らせるまちづくり

高齢者と子育て世帯がともに安心して暮らせるよう、多世代居住のまちづくりやまちのバリアフリー化の取組みを推進するとともに、高齢者向けの多様な住まいを普及することが必要です。

また、地域の多様な主体による見守りや外出支援など、生活支援サービスを充実することが必要です。

4 高齢者の健康・生きがいづくり (健康寿命日本一を目指して)

高齢者が健康でいきいきと暮らせるよう、介護予防や健康づくりの取組みを推進するとともに、高齢者の経験、知識、意欲をいかした活動への支援や活動機会の提供など生きがいづくりを進める必要があります。

5 介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供

介護が必要な高齢者など（以下「要介護者」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護保険制度の円滑な運営を一層進めるとともに、要介護者が必要とする在宅サービスや施設サービスの提供の確保と拡充、さらに、要介護者などの心

身の状況や生活環境等の状況に応じた適切なサービス提供が必要です。

また、必要な量と質の高いサービスを提供するため、人材の養成、確保、資質の向上と併せて、介護のイメージアップや介護職員のモチベーションアップを図ることが必要です。

施策の展開

1 安心して元気に暮らせる社会づくり

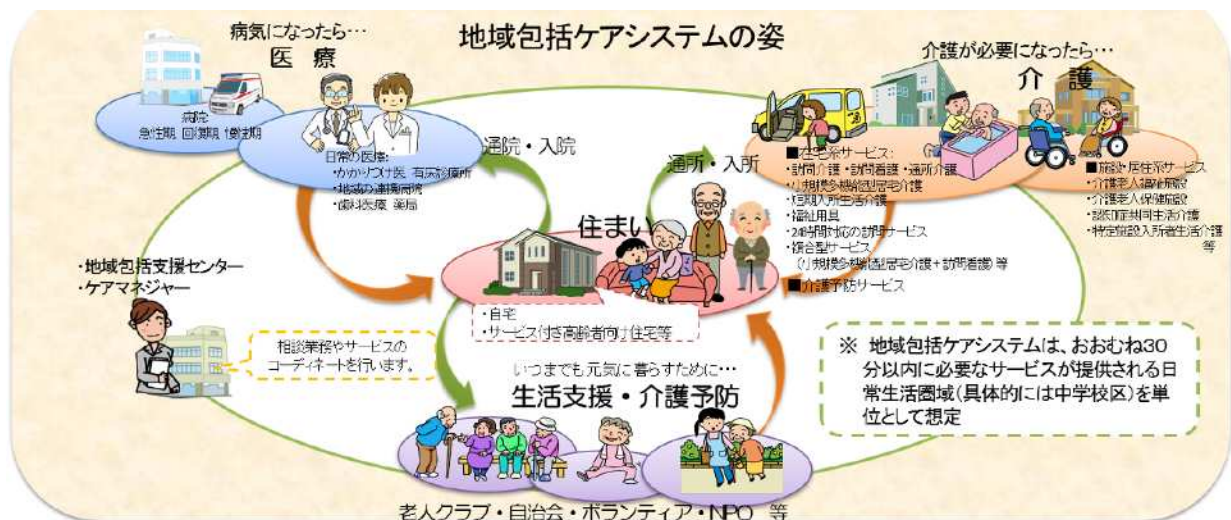
(1) 地域包括ケアシステムの構築

介護や支援を必要とする高齢者等に対して、包括的・継続的な支援が行えるよう、生活支援の充実や住まいの支援など、地域包括支援センターの機能を強化します。

医療・介護関係者等を構成員とする会議の開催や認知症対策における取組みなどにより、医療と介護の連携を推進します。

身近な地域における切れ目のないサービスの提供や民生委員・児童委員等とのネットワークを活用した見守り活動を実施するなど、地域での支え合いを推進します。

NPO・ボランティア等との協働を進めます。



注 厚生労働省「全国介護保険担当課長会議」（平成26年11月10日）資料より。

(2) 高齢者の尊厳を支える取組みの推進

高齢者が尊厳をもって暮らせるよう、総合的な認知症対策を推進します。

拘束をしない介護や高齢者虐待の防止の取組みなどを推進します。

成年後見制度の活用など、高齢者の権利擁護のしくみの充実に取り組めます。

(3) 安全・安心な地域づくり

地域における見守り体制を充実します。

交通機関等のバリアフリー化などバリアフリーの街づくりを推進し、多様な高齢者向け住宅などの安心・安全な住まいを確保します。

事故や犯罪被害の防止など、地域における高齢者の暮らしの安全を図ります。

災害時における避難行動要支援者対策を推進します。

2 健康でいきいきと暮らすしくみづくり

(1) 介護予防と健康づくりの推進

元気な高齢者の参加促進などにより、地域の実情や高齢者の状態に応じた介護予防の取組みを推進します。

「かながわ健康プラン21（第2次）」に基づき、「健康寿命日本一」を目指して、生活習慣病の予防など健康づくりを推進します。

(2) 社会参画の推進

地域社会を支える活動（ボランティア活動等）への支援を進めます。

個々の高年齢者の多様な就業ニーズに対応した就業支援に取り組めます。

(3) 生涯学習・生涯スポーツの推進

多様な文化講座・スポーツ教室や美術展・スポーツ大会の開催など、高齢者の生涯学習・生涯スポーツへの支援による生きがいづくりや、活動・交流の場の提供を通じた世代間交流などに努めます。

3 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

(1) 介護保険サービス等の適切な提供

介護保険サービスの適切な提供と円滑な運営に取り組みます。

低所得者の方への対策を実施するとともに、介護サービス情報の公表や事業者に対する指導・監査の強化、相談・苦情処理体制の充実など、安心して介護保険サービス等を利用できるしくみを充実します。

(2) 人材の養成、確保と資質の向上

保健・医療・福祉の各領域にわたる専門的な能力と知識や技術の高度化への対応など、実践力のある人材の養成と資質の向上に取り組めます。

保健・医療・福祉の人材の就業支援や、介護のイメージアップ、介護職員のモチベーションアップを図る取組みなど、人材の確保・定着対策を推進します。

(3) サービス提供基盤の整備

在宅サービスなどのサービス提供基盤の整備を図りつつ、特別養護老人ホームの入所待機者の実質的な解消を図るなど、介護保険施設等の整備を進めます。

施設の居住環境を改善するなど、施設におけるサービスの質の向上に取り組めます。





神奈川県

保健福祉局福祉部高齢社会課

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話(045)210-4835(直通)